

緊急

団体署名のお願い

建交労・京王新労組支援共闘会議
建交労東京都本部
同バス関連支部京王新労働組合

貴団体の日頃からのご活躍に敬意を表します。

さて、建交労・京王新労組の定年後の継続雇用について生活保護以下の賃金でバス運転士に車両清掃という雇用を作り上げました。これに対して組合員3人が職場に残り提訴して争ってきました。ところが2018年9月に東京地裁が上記継続雇用を「柔軟で多様な雇用」などとして容認し不当判決を出し、2019年10月24日東京高裁は追認し棄却しました。

支援共闘会議および弁護団は直ちに許しがたい判決に対して闘う声明を発し、11月6日に上告しました。

ご存知なように最高裁はいつ結論を出すかわかりません。つきましてはいち早く署名を届けたいと考えます。恐縮ですが緊急の取り組みとさせて頂き第一次は2月末集約、第二次は4月、最終を6月末としてお願いをしています。結論を出す前に逐次提出してまいります。

そのため緊急な取り組みとなつて恐縮ですが加盟各団体へお願いしたく団体署名用紙（またはデータ）を送らせて頂きます。

本来であれば貴団体にお伺いしてお願いするところですが上記緊急な取り組みであることをご理解いただき郵送またはメールでの依頼のお願いをご容赦下さい。

また恐縮ですが返信用切手はカンパ願います。

なお、以下の宛先を切り取り返信用の封筒に貼りご利用下さい。

以上

連絡先

〒135-0048
東京都江東区門前仲町1-20-3
東京建設自労会館7階
建交労東京都本部内
建交労・京王新労組支援共闘会議

電話 03-3820-8644
FAX 03-3820-8646
メール tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp

上告受理および公正判決を求める要請書

京王バス雇用延長に関する地位確認等請求上告及び上告受理申立事件について上告を受理し、東京高等裁判所の判決を見直す公正判決を下していただくよう要請します。

本件では、30年にわたってバスの運転士として働いてきた一審原告ら3名に対して、バスの運転手から排除して定年後にひたすら車両清掃の業務に従事させ、月10万円にも満たない賃金で年収は30%以下となる「再雇用社員」として雇用している事件です。

しかし、一審原告ら3名に対する会社の再雇用社員制度は、高齢者の能力に応じた適正な配置及び処遇を求めた高年法（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」）に明確に反するものです。

しかも、一審原告らの所属する京王新労は、会社の求める運転手のマイク放送や長時間労働について、バスの安全運転や運転士の健康上問題があると指摘してきましたが、会社は、京王新労を非協力として不当に評価する制度を一方的に導入し、一審原告らを差別しているものです。けれども、いずれの原告も再雇用となる前日までバス運転士として稼働しており、定年後もバス運転士として働き続けることを希望していました。バス運転士としての能力、実績に欠けることはありません。他の労働者がバス運転士として雇用されているのに、3名に対してだけ、これを拒否し、ひたすら車両清掃業務に従事させる再雇用社員とするのは、権利の濫用にほかなりません。

そもそも会社は、労働条件の大幅引き下げに反対して結成された京王新労を敵視し、組合員全員から仕事を取り上げ、自宅待機させました。この争議が解決した後も、会社は組合を敵視し、様々な組合差別を繰り返してきました。会社の「小金井営業所引継ぎ事項書」では新労組合員の差別を指示したり、新労組合員について「許されるなら中央線の線路に突き落としてください」とまで記載されているのです。原告ら3名に対する本件処遇も、会社の組合嫌悪によるものであることは明らかです。

このような3名の処遇を容認した高裁判決は、労働者の働く権利や団結権の保障をもないがしろにするものであり、証拠の評価や判断においても著しく不合理であって、法令の解釈・適用などについても、明白な誤りを犯しているものです。到底容認できません。

最高裁におかれては上告を受理し、審理を尽くして高裁判決を見直し、公正な判決を速やかに下されるよう重ねて要請します。

2020年 月 日

団 体 名

住 所

代 表 名

印

返信に切り取って利用して下さい。〒135-0048
団体署名郵送先

東京都江東区門前仲町1-20-3
東京建設自労会館7階
建交労東京都本部内

建交労

京王新労組支援共闘会議行